

軽自動車税の減免について

身体などに障害を有する人または同人と生計を一にする人が、同人を介護するために使用する軽自動車については、軽自動車税が減免される場合がありますので、5月24日(火)までに申請手続きをしてください。

なお、本減免は、身体などの障害者1人につき、普通自動車を含め世帯で1台に限られていますので、ご注意ください。

※平成23年度軽自動車税納税証明書の有効期限は、平成24年5月30日(口座振替の人は6月15日)までです。

閏税務課 ☎ 820・5603

平成23年度 補助犬(盲導犬) 給付について

対県内(広島市を除く)に1年以上居住し、今後も相

当期間県内に居住することが見込まれる18歳以上の視覚障害者で、次に該当する人

- ・身体障害者手帳1級または2級の人の
- ・就労などにより、社会活動の参加に効果があると認められる人
- ・盲導犬を適切に利用し、飼育できると認められる人

※自己の所有する家屋以外の家屋に居住する人にあつては、盲導犬の飼育について、その家屋の所有者または管理人の承諾が得られること。

■福祉課または社会福祉協議会に置いてある申請書に必要事項を記入の上、7月19日(火)までに福祉課に提出(年間を通して申請受け付けをしています。)

☎ 229・2320

(福祉課)

特別障害者手当等の 手当額改定について

平成23年4月分から、次のとおり改定されました。

手 当 名	平成23年3月分まで	平成23年4月分以降
特別障害者手当	26,440円	26,340円
障害児福祉手当	14,380円	14,330円
経過的福祉手当	14,380円	14,330円
特別児童扶養手当(1級)	50,750円	50,550円
特別児童扶養手当(2級)	33,800円	33,670円

(金額は月額)

▽支給月：5、8、11、2月(特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当)、4、8、11月(特別児童扶養手当)

閏福祉課 ☎ 820・5605

保険年金

学生の皆さん

「学生納付特例制度」をご利用ください

20歳以上の人は、学生であっても国民年金制度に加入しなければなりません。しかし、一般的に学生の人は所得が無く、国民年金保険料を納めることが困難です。

そのため、在学期間中の保険料の納付を猶予し、社会人になってから保険料を納めることができる「学生納付特例制度」があります。

学生納付特例制度の申請をし、承認を受けたら、学生納付特例期間中の障害や死亡といった不慮の事態には、満額の障害基礎年金または遺族基礎年金が支払われます。

また、学生納付特例期間は老齢基礎年金を受けるために必要な期間として計算

されますが、年金額には反映されません。満額の老齢基礎年金を受けるためにも、保険料をさかのぼって納めること(追納)をお勧めします。学生納付特例期間については10年以内であれば、保険料を追納することができ、卒業したら、忘れずに追納してください。

▽申請に必要なもの：年金手帳、学生証(コピー可)または在学証明書、印鑑(認め印)

※社会人から学生になった人は、雇用保険受給資格者証など(コピー可)が必要で、

※審査には相当の日数を要するため、審査結果が届く前に、保険料納付案内書の送付や保険料の督促などがある場合があります。

閏広島南年金事務所 ☎ 253・7710、住民課 ☎ 820・5604

(→)の本人確認を行っています。代理での手続きには、委任状が必要な場合があります。閏住民課 ☎ 820-5604

広報「くまの」では、町民の皆さんのお宅に広報が届くまでの期間を考慮して、おおむね発行月の11日以降から翌月10日までの行事のお知らせを掲載しています。



国民健康保険税の 改正について

平成23年度分の国民健康保険税から、基礎課税額に係る課税限度額が50万円から51万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が13万円から14万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額が10万円から12万円に変更になりました。



閏税務課 ☎ 820・5603



介護保険のしくみ



介護保険に関するよくある質問に対してお答えします。

Q お尋ねします…

以前、介護保険施設に入所したとき、食費と部屋代が安くなるための申請をしましたが、対象となりませんでした。再度申請ができますか。

A お答えします…

介護保険施設への入所や短期入所(ショートステイ)を利用する場合、同一世帯全員が住民税非課税の人は、食費、居住費(部屋代)の軽減を受けることができます。(施設によっては該当しない場合もあります。)

以前、対象にならなかった場合でも、平成23年度住民税非課税世帯であれば対象となりますので、ご相談ください。(6月から申請受け付け)

現在、対象者に交付している認定証の有効期間は6月末日です。更新申請書を6月初旬ごろ送付しますので、申請してください。

閏福祉課 ☎ 820 - 5605

子育て支援センター エンゼル通信



●子育て支援センターの主な予定 (いずれも11:30に終了)

実施日	開始時間	行事(講師・敬称略)
11日(水)	10:30	子育てなるほど講座(テーマ「睡眠リズム」)
17日(火)	10:30	子育て懇談会(金澤綾子)
20日(金)	9:30	とことこエンゼル(1歳6ヵ月~2歳5ヵ月)
27日(金)	9:30	わくわくキッズ(2歳6ヵ月以上)
6月1日(水)	10:30	子育てなるほど講座(テーマ「夜間の救急」)
6月3日(金)	9:30	ふわふわベビー(11ヵ月までの乳児、妊婦)
6月6日(月)	9:30	とことこエンゼル(1歳6ヵ月~2歳5ヵ月) リトミック
6月10日(金)	9:30	にこにこベビー(1歳~1歳5ヵ月)

●パステルルーム

地域での活動拠点としてご利用いただけます。育児相談や家庭で楽しめる遊びの紹介などを行っています。

実施日	開始時間	場 所
19日(木)	9:30	中央ふれあい館
25日(水)		東部地域健康センター

●おひさまルーム(上記以外の日程の9:30~11:30)

●ほっとるーむ(月~金曜日13:00~15:30)

親子で楽しく遊び、子育て仲間と交流し、学び合いながらゆとりある子育てができるよう応援しています。親子はもちろんのこと、孫育て中のおじいちゃん、おばあちゃんもぜひご利用ください。

●「うたとおはなしの広場」(第1・3金曜日14:30~15:00)

●「パパとおひさま」(第2土曜日9:30~11:30)
パパと一緒に遊びましょう。もちろんご家族も大歓迎です。

●チャイルドシート、ジュニアシート、幼児二人同乗用自転車、自転車幼児用座席の貸し出し
町内に居住している人に臨時的、短期的な貸し出しを行っています。1ヵ月前から予約ができます。手続きには印鑑が必要です。詳しくは下記までお問い合わせください。

※いずれの事業も変更する場合があります。子育て支援センターの予定表または電話でご確認ください。

子育て支援センター・ファミリーサポートセンター(西部地域健康センター内) ☎ 820-5502 ☎ 820-5503
開設日時(※年末年始、祝日除)：月~金曜日9:30~17:00
(子育て相談(要予約)月~金曜日 13:00~17:00)

【本人確認】にご協力を 戸籍や住所の届け出・証明請求時には、運転免許証などを提示いただき、窓口に来られた人(→)